

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分（五件）……………一
- ………（生活文化局消費生活部取引指導課）……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………二
- ………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）……………二
- 宅地建物取引業法による行政処分（二件）……………三
- ………（同）……………三
- 救急医療機関の申出事項の変更……………三
- ………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）……………三
- ………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）……………三
- 森林法第百八十九条の揭示……………三
- ………（産業労働局農林水産部森林課）……………三
- ………（産業労働局農林水産部森林課）……………三
- 都道の供用開始……………四
- ………（建設局道路管理部路政課）……………四

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………六
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七
- ………（同）……………七
- 特定非営利活動法人の認定……………八
- ………（同）……………八
- 開発行為に関する工事を完了……………八
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………八
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………八
- ………（環境局総務部環境政策課）……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八

## 告示

………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………九

○ 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）……………一〇

### 東京都告示第三十六号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小池百合子

#### 一 被処分者

- (一) 名称 株式会社ライブ・トレード
- (二) 代表者氏名 山内 宗和
- (三) 主たる事務 新宿区新宿一丁目二十六番九号
- 所の所在地

二 処分年月日 平成二十八年十二月六日

#### 三 処分の内容

平成二十八年十二月七日から平成二十九年三月六日までの間（三箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
- (二) 契約の申込みを受けること。
- (三) 契約を締結すること。
- (四) 既存の契約に基づく全部の業務（ただし、投資一任契約を含む当該契約の申込みの撤回、及び役務の提供を受ける者からの反対売買による決済の申し出を含む当該契約の解除に係る業務を除く。）

#### 四 適用条項 法第八条第一項

### 東京都告示第三十七号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小池百合子

#### 一 被処分者

- (一) 名称 株式会社ライブトレードウエルス
- (二) 代表者氏名 山内 宗和
- (三) 主たる事務 新宿区新宿一丁目二十六番九号
- 所の所在地

二 処分年月日 平成二十八年十二月六日

#### 三 処分の内容

平成二十八年十二月七日から平成二十九年三月六日までの間（三箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
- (二) 契約の申込みを受けること。
- (三) 契約を締結すること。
- (四) 既存の契約に基づく全部の業務（ただし、投資一任契約を含む当該契約の申込みの撤回、及び役務の提供を受ける者からの反対売買による決済の申し出を含む当該契約の解除に係る業務を除く。）

#### 四 適用条項 法第八条第一項

### 東京都告示第三十八号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。

以下「法」という。) 第八条第一項の規定による行政処分  
について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社ライブ・トレードエンター

(二) 代表者氏名 山内 宗和

(三) 主たる事務 新宿区新宿一丁目二十六番九号ビリー  
所の所在地 ヴ新宿九階

二 処分年月日 平成二十八年十二月六日

三 処分の内容

平成二十八年十二月七日から平成二十九年三月六日ま  
での間(三箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売  
に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

(四) 既存の契約に基づく全部の業務(ただし、投資一任  
契約を含む当該契約の申込みの撤回、及び役務の提供  
を受ける者からの反対売買による決済の申し出を含む  
当該契約の解除に係る業務を除く。)

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第三十九号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。  
以下「法」という。) 第八条第一項の規定による行政処分  
について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社ライブ・トレードオクト

(二) 代表者氏名 山内 宗和

(三) 主たる事務 新宿区新宿一丁目二十六番九号ビリー  
所の所在地 ヴ新宿九階

二 処分年月日 平成二十八年十二月六日

三 処分の内容

平成二十八年十二月七日から平成二十九年三月六日ま  
での間(三箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売  
に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

(四) 既存の契約に基づく全部の業務(ただし、投資一任  
契約を含む当該契約の申込みの撤回、及び役務の提供  
を受ける者からの反対売買による決済の申し出を含む  
当該契約の解除に係る業務を除く。)

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第四十号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。  
以下「法」という。) 第八条第一項の規定による行政処分  
について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 合同会社ライブ・トレードアセットマ

ネジメント

(二) 代表者氏名 竹村 寿史

(三) 主たる事務 横浜市西区北幸一丁目十一番地一号水  
信ビル七階  
所の所在地

二 処分年月日 平成二十八年十二月六日

三 処分の内容

平成二十八年十二月七日から平成二十九年三月六日ま  
での間(三箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売  
に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

(四) 既存の契約に基づく全部の業務(ただし、投資一任  
契約を含む当該契約の申込みの撤回、及び役務の提供  
を受ける者からの反対売買による決済の申し出を含む  
当該契約の解除に係る業務を除く。)

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第四十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の  
規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律  
第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十  
九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の  
規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十九年二月九日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備

局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社あみすかん
- (二) 代表者氏名 代表取締役 津吹 福壽
- (三) 主たる事務所の所在地 中央区日本橋浜町一丁目八番三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三八四七号
- (五) 免許年月日 平成二十四年二月三日

●東京都告示第四十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社レインメーカー
- (二) 代表者氏名 代表取締役 玉置 公祐
- (三) 主たる事務所の所在地 世田谷区弦巻四丁目二十七番一号
- (四) 免許証番号 東京都知事(7)第五二九〇一号
- (五) 免許年月日 平成二十四年一月二十二日
- 二 処分年月日 平成二十九年一月五日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第四十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第

第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社シティプランナー
- (二) 代表者氏名 代表取締役 細谷 富夫
- (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区道玄坂二丁目十六番七号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九二〇九三号
- (五) 免許年月日 平成二十七年八月二十七日
- 二 処分年月日 平成二十九年一月五日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第四十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称の変更

変更前	変更後	所在地	変更年月日
医療法人社 団北部セン	赤羽東口病 院	北区赤羽一丁目 三十八番五号	平成二十八 年十一月四 日
トラル病院			

●東京都告示第四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条

の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡奥多摩町棚澤	山宮永稔	奥多摩町
字柱の久保二七三番		役場

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京都告示第八百十五号のとおり。

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市上恩方町二七	中村正晴	八王子市
八王子市上恩方町二八	橋本要助	八王子市
四四番一、二八四五番、二八四六番		
八王子市上恩方町二八	橋本輝美	
四七番一		

八王子市上恩方町二八 四七番二	橋本林太郎	
八王子市上恩方町四七 九一番、四七九二番	高井千代治	
八王子市上川町七番一	小峯正雄、石橋 恵子、小峯春義	
西多摩郡日の出町大字 平井字谷ノ入三八九七 番	菖蒲亭	日の出町 役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京都告示第千八百十九号のとおり。

●東京都告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十九年一月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 神楽坂高円寺

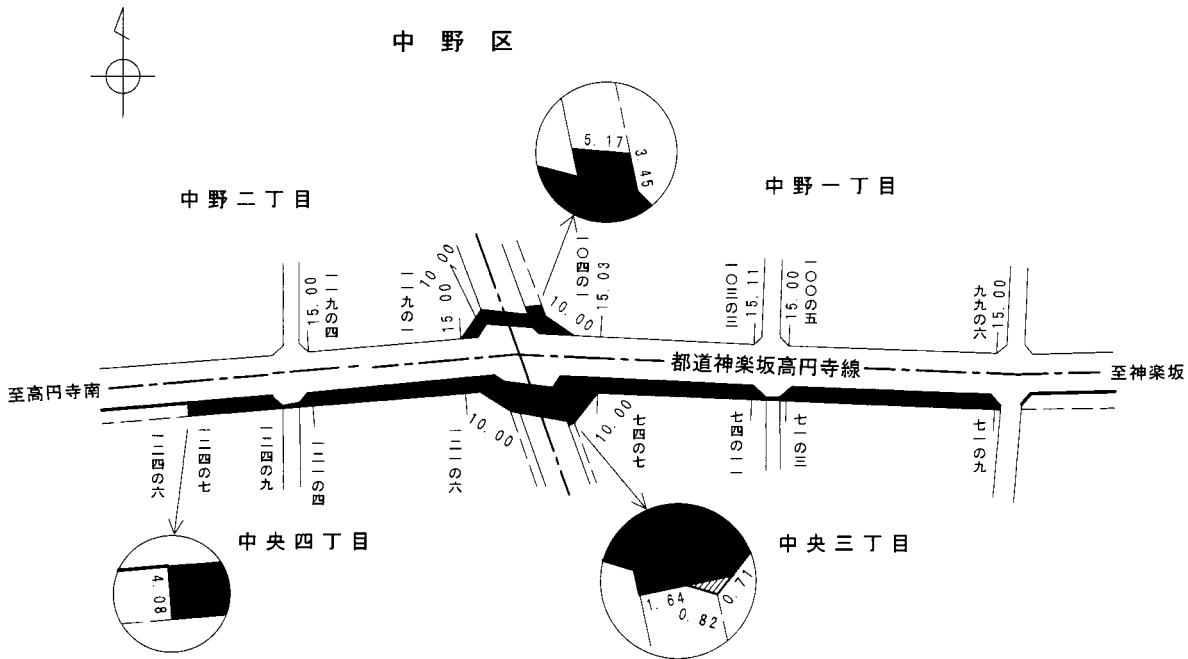
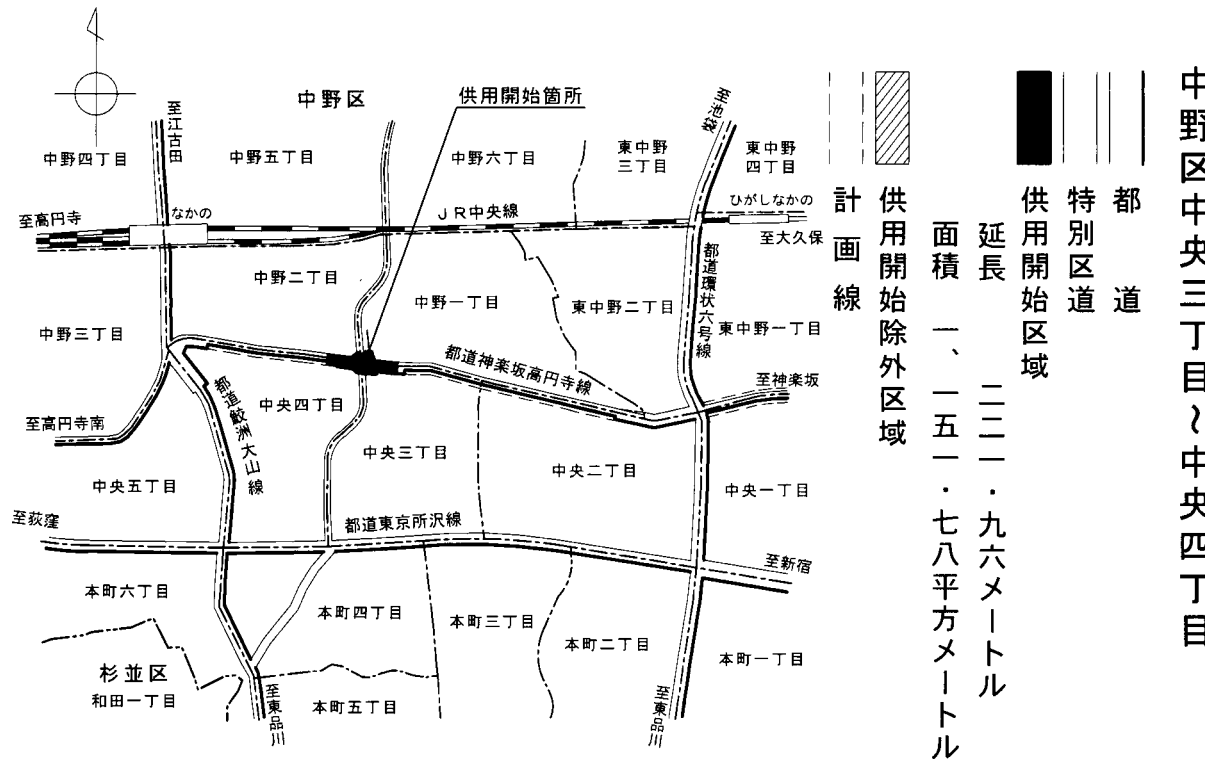
二 供用開始の区間 中野区中央三丁目七十一番九地先から同区中央四丁目百二十四番七地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 平成二十九年一月十六日

別図

都道神楽坂高円寺線供用開始略図  
中野区中央三丁目～中央四丁目



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十一月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人エヌピーオー専
- 三 代表者の氏名  
茂木 稔
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都小金井市本町五丁目三十七番八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で生活する障害者、高齢者などに対して、エンパワーメントの視点に立ち、主体的、自立的に生き、その自立と社会参加を支援すると共に障害当事者が市民として積極的に社会活動に参画できる社会基盤を構築し、もって社会福祉の発展に寄与することを目的とする。(以上登記のとおり掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スーパーコンピュータ研究会

三 代表者の氏名

由井 浩

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋本町三丁目一番六号 永谷ビル三

一五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国内の複合材料関連の企業、大学、国公立研究所ならびにこれらの機関に所属する研究者、技術者および広く一般市民を対象とし、次世代の複合材料であるスーパーコンピュータのモデルとなる自然界の材料について講演会開催等を通じて学びながら自然界の材料の仕組みを取り入れたスーパーコンピュータの研究開発を行うこと、およびこれらの活動によって新たな高付加価値製品の需要を生み出して経済活動の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よりみちくらぶ

三 代表者の氏名

清水 由美子

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区清水一丁目二十三番二十三号  
五 定款に記載された目的

この法人は、しょうがい児・者を中心とした広く一般市民を対象として、しょうがい児の放課後と休日を豊かにするための地域デイサービス事業、しょうがい者に関する居宅生活支援事業(居宅介護事業、デイサービス事業、短期入所事業)、必要な就労の場の提供を行う就労支援事業、「しょうがい」に対する理解の普及を図るための啓発事業、しょうがい者が自立した生活を送れる社会を実現するための提言事業を行い、広く福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日野どんぐりの丘幼児教室

三 代表者の氏名

麻生 三奈

四 主たる事務所の所在地

東京都日野市程久保五百三十一番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、日野市在住者に対して、幼児の保育に関する事業を行い、子育て支援に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二日

二 特定非営利活動法人の名称

<p>三 特定非営利活動法人訪問看護ステーションゆいまーる 代表者の氏名 與那城 節子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目三十六番地の二 I・Fビル二〇一号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、在宅療養者、家族、地域住民を対象として、適切な医療技術、介護技術の提供、多職種協働連携、情報提供を行うことで、療養者と家族が最期まで在宅で穏やかに過ごしていける環境を築くこと、安全安楽な在宅療養を推進するために必要な地域貢献とその発展を目指していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十九年一月十六日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障がい者スポーツクラブHIIMA</p> <p>W A R I 代表者の氏名</p>	<p>栗原 寿江</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都青梅市友田町二丁目百五十八番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障がいがある者となない者が一緒にスポーツ活動を行い、相互理解を深め、競技技術を高め、競うために、障がい者スポーツの普及推進事業を実施し、ノーマライゼーションの実現、体力維持向上、QOLの向上を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わかもの就労ネットワーク</p> <p>三 代表者の氏名 森下 彰</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都三鷹市下連雀一丁目十四番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、働きたくてもさまざまな理由で働けない若者に対して、企業、行政、就労支援機関、若者支援機関、教育機関、団体、専門家、主旨に賛同する方と連携して就労支援事業を行い、若者が自らに合った仕事、職場、就労に向かうための支援を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アクティブシニア支援機構</p> <p>三 代表者の氏名 鈴木 正誠</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿三丁目十九番二号 東日本電信電話株式会社本社ビル内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、シニア層が広く継続的に活動することにより、生きがいを持って社会貢献を果たせるよう、必要な能力の向上とそれを生かす勤労機会の開発に努め、アクティブシニアとしての自己実現を支援することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人空き家及びエネルギー再生推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 石坂 雄一、井村 幸雄、樋口 宏一、平石 耕基、三浦 ますみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚三丁目五十番一号 ウィンド大塚ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、個人の居住用の住宅で居住者がいなく放置された住宅(総務省の分類でその他の住宅と分類)の</p>
--	---	--

所有者に対してこの空き家を居住及び東京オリンピックに向けて民泊用及び待機児童対策用保育施設に適するリフォームを提案しその工事を請負い住環境を改善し、貧困またはその他の理由により居住する住宅が無い、居住環境が悪い家庭、人にリフォームした空き家を賃貸住宅又は民泊施設、保育施設として斡旋する事業を行い、空き家を活用することにより地域の治安の悪化の防止、衛生環境の改善、倒壊の危険の防止をし、また住宅を必要としている家庭、人に条件の良い住宅を提供することで生活の質の向上を図るとともに外国人旅行者の便宜及び待機児童対策促進を図り、空き家を活用することにより町づくりの推進をする。

被生活保護者の人にこの法人の活動に協力し収入が得られるよう仕事を提供し社会福祉に寄与する事。

またこの法人は、再生可能エネルギーの活用を推進する事により地球温暖化防止、環境の保全を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十一月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人UNELMA
- 三 代表者の氏名  
小柳 陽平
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区松原五丁目十六番八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害のある方を対象として、障害のある

方のための仕事の創設、仲間との時間を過ごせる場所づくり、UNELMAブランドの商品開発、地域と障害者の橋渡し、親元を出て共同生活できる場作りなどを通じて、障害のある方の未来を変えていくための活動することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称  
特定非営利活動法人アトピッ子地球の子ネットワーク
  - 二 代表者の氏名  
吉澤 淳
  - 三 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区西早稲田一丁目九番十九号二〇七
  - 四 認定の有効期間  
平成二十八年十一月三十日から平成三十三年十一月二十九日まで
- 発行行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の発行行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年一月十六日  
東京都多摩建築指導事務所長  
金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
青梅市新町五丁目八番五及び  
同番十八  
福生市加美平二丁目十四番  
一号  
株式会社山一建設  
代表取締役 山野井 優

武蔵村山市岸一丁目二十一番  
一から同番四まで  
練馬区石神井町二丁目二十  
六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

日野市大字新井八百九十七番  
一、同番三及び八百九十八番  
番十七号  
三緯地所株式会社  
代表取締役 鈴木 等

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第八十六条第一項の規定に基づき、川口土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。  
平成二十九年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時  
平成二十九年三月一日(水曜日) 午前十時開始
- 二 場所  
八王子市川口市民センター 体育室



八王子市川口町三八三八番地  
三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十九年一月三十日(月曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
- (二) 公述しようとする者が多数あった場合には抽せんにより公述人を選定する。
- (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

- (一) 公述人は、環境影響評価準備書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
- (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九時四十五分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年一月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 東京スクエアガーデン

二 店舗所在地 中央区京橋三丁目一番一号

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか五名

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

五 変更を行った設置者名 京橋開発特定目的会社

六 変更前の設置者の代表者名 稲葉 孝史

七 変更後の設置者の代表者名 中村 里佳

八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社CFSコーポレーションほか三名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称 ウエルシア薬局株式会社ほか三名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ローソン

十一 変更前の小売業者の代表者名 新浪 剛史

十二 変更後の小売業者の代表者名 竹増 貞信

十三 変更日 平成二十八年九月一日ほか

十四 届出日 平成二十八年十二月十九日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間 平成二十九年一月十六日から同年五月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 三善ビルディング

二 店舗所在地 渋谷区宇田川町二十八番六号

三 設置者名 株式会社三善

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年十二月二十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年一月十六日から同年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 モリパークアウトドアヴィレッジ

二 店舗所在地 昭島市田中町六百十番地四ほか

三 設置者名 昭和飛行機工業株式会社

四 意見

ア 聴取者 昭島市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年十二月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年一月十六日から同年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 イオン昭島ショッピングセンター

二 店舗所在地 昭島市大神町字古新田八百八十九番地二ほか

三 設置者名 イオンリテール株式会社

四 意見

ア 聴取者 昭島市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年十二月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年一月十六日から同年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇円 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

